

兵ト発第 75 号

公告第 616 号

公 告

兵庫トヨタ自動車健康保険組合の調整保険料率を 1000 分の 1.25 から 1000 分の 1.15 に
変更し、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。但し、内訳は以下の表の通りである。

変更前

区分		一般保険料率	調整保険料率	合計
負担割合	事業主	51.635/1,000	0.625/1,000	52.260/1,000
	被保険者	47.115/1,000	0.625/1,000	47.740/1,000
	合計	98.750/1,000	1.250/1,000	100.000/1,000
実施年月日		令和 6 年 3 月 1 日		

変更後

区分		一般保険料率	調整保険料率	合計
負担割合	事業主	53.685/1,000	0.575/1,000	54.260/1,000
	被保険者	49.165/1,000	0.575/1,000	49.740/1,000
	合計	102.850/1,000	1.150/1,000	104.000/1,000
実施年月日		令和 7 年 3 月 1 日		

令和 7 年 3 月 1 日

兵庫トヨタ自動車健康保険組合
理 事 長 瀧 川 高 章